



地方独立行政法人 静岡県立病院機構

令和6年度 第2期新規修学生募集 看護師修学資金貸与制度のご案内

この制度は、当機構の病院で勤務を希望する方の修学を支援するものです。養成施設を卒業後、当機構において勤務した期間に応じて、貸与した資金の返還が免除（月5万円免除）となります。

【採用後、貸与総額を5万円で割った月数と同期間、正規職員として当機構に勤務した場合、返済が免除されます。】

対象病院 静岡県立総合病院
静岡県立こころの医療センター
静岡県立こども病院

1 募集期間

第2期 令和6年5月1日（水）から 令和6年8月30日（金）まで

※郵送の場合は、8月30日（金）必着

2 修学資金の種類と貸与金額

種類	貸与金額	貸与期間等	説明
修学資金	月額 5万円	令和6年4月から卒業月まで	看護学生の修学を支援（助産師養成を含む）
返還資金	静岡県外の病院等から貸与を受けた金額 （5万円×貸与月数を上限）	貸与金額を一括貸与	「すでに他から貸与を受けた修学資金等」を返還するための資金

※返還資金の対象は、「静岡県外の病院での勤務が返還免除の条件」となる修学資金です。

3 貸与の対象者

- ・看護師又は助産師の免許を取得するため、養成施設に在学中であり、卒業後に静岡県立病院機構で看護師として勤務を希望する方。
（申込みの際、当機構の採用試験に合格している者は除く）
- ・返還資金の貸与は、修学資金の貸与を希望する方のうち、静岡県外の病院に勤務する目的ですすでに他から修学資金の貸与を受けている看護学生に限ります。

4 貸与の決定

書類審査及び面接審査により決定（通知）します。

なお、貸与の決定（通知）は、10月までに行います。

5 面接審査予定日

面接審査は9月21日（土）、22日（日）のいずれか1日を指定。
貸与の申込をいただいた方には、後日日程を通知します。

6 貸与の方法

毎月末日に指定した口座（本人名義の口座に限る）への振り込みにより行います。
（初回は4月～貸与決定月の翌月分を貸与決定月の翌月末に一括して振り込みます）

7 申込の方法

募集期間内に関係書類を下記の申込先へ提出してください。

- ①修学資金の貸与を希望する場合 ア～ケ
②返還資金、修学資金の貸与を希望する場合 ア～サ

提出する書類の名称		修学資金	返還資金	様式番号など
ア	修学資金貸与申請時チェック表	○	○	
イ	修学資金貸与申請書兼誓約書	○	○	【様式第1号】
ウ	養成施設の在学証明書	○	○	
エ	養成施設の推薦書	○	○	（様式例あり）
オ	最終学歴（高等学校等）の成績証明書	○	○	
カ	連帯保証人の印鑑証明	○	○	
キ	健康診断書	○	○	【指定様式】
ク	受審者連絡票	○	○	【指定様式】
ケ	返還資金貸与申請書	-	○	【様式第1号の2】
コ	修学資金貸与証明書	-	○	【様式第1号の3】

※上記様式は、静岡県立病院機構ホームページからダウンロードできます。

8 連帯保証人について

- (1) 連帯保証人は生計を同一にしていない2人を立てていただきます。
（ただし、ご両親はいずれかおひとりとしてください。）
(2) 申請者が未成年の場合には、連帯保証人のいずれかを法定代理人（保護者など）としてください。
（例）「父親（母親）と伯父（伯母）」「父親（母親）と申請者の兄弟（姉妹）」

9 注意事項

- (1) 次の場合については、貸与した修学資金を返還していただきます。
・卒業後13月以内に看護師免許を取得できなかった場合
・当機構以外の病院に就職した（することが判明した）場合
・当機構の看護師として採用されなかった場合 など
(2) 修学資金の貸与決定は、当機構の採用を保証するものではありません。
(3) 申し込みを行う前に、必ず「地方独立行政法人静岡県立病院機構 看護師修学資金貸与規程」の内容をご確認ください。
(4) 採用後の配属先については、希望を優先に決定しますが、場合によっては、希望どおりの配属先にならないことがあります。
（採用試験申し込みの際、進路希望を記入していただきます。）

※不明な点は下記までお問い合わせください。

【問い合わせ先及び申込先】

〒420-8527 静岡市葵区北安東4丁目27-1

静岡県立病院機構 本部事務部 経営管理課 総務班

電話番号 0120-417-451 又は 054-200-1631

ホームページ <http://www.shizuoka-pho.jp>

Eメール honbu-soumu@shizuoka-pho.jp

静岡県立病院機構 看護師修学資金貸与制度 Q & A

Q 1 : 1年生からでないかと貸与が受けられないのですか？

A 1 : いいえ、学年は問いませんので、卒業後に当機構の病院での勤務を希望している方であれば、**何年生からでも**貸与を受けることができます。

Q 2 : 次年度も貸与を受けたい場合は、改めて申請が必要となりますか？

A 2 : 養成施設を卒業するまでが貸与期間となりますので、**次年度以降の申請は不要**です。ただし、年度ごとに修学状況を確認する書類を提出していただきます。

Q 3 : 看護師国家試験に合格しなかった場合は、直ちに資金の返還を求められますか？

A 3 : **直ちに返還とはなりません**。翌年（2回目）の国家試験で結果が出るまでの間は、手続きを行うことにより返還を猶予することができます。ただし、2回目も不合格となった場合は、返還していただくこととなります。

Q 4 : 助産師免許取得のため進学した場合は、修学資金の貸与を引き続き受けられますか？

A 4 : 助産師免許の取得も貸与の対象となりますので、新たな貸与を**受けることができます**。ただし、改めて申請をしていただくことが必要となります。

Q 5 : 助産師免許取得以外の進学の場合にも、修学資金の貸与を引き続き受けられますか？

A 5 : 残念ながら、貸与を**受けることができません**。
なお、看護師の資質向上のために進学する場合は、手続きを行うことにより在学中における資金の返還を猶予することができます。

(対象とならない例) ・保健師免許取得のための進学
・(助産師の免許取得ではない) 看護大学や大学院への進学

Q 6 : 勤務後、返還免除の期間に達する前に、退職した場合はどのようになりますか？

A 6 : 当機構の病院で勤務した期間が、貸与を受けた期間に達しなかった場合は、**貸与を受けた額から返還免除される額を差し引いた額**を返還していただきます。
なお、返還免除される額は勤務した月数に5万円を乗じて算出された額となります。

【返還の例】4年間(48月)の貸与を受け、3年間(36月)勤務した場合(月額5万円)

貸与を受けた額	A	240万円	月 5万円×48月(貸与を受けた月数)
返還免除される額	B	180万円	月 5万円×36月(勤務した月数)
返還義務額	(A-B)	60万円	A 貸与を受けた額 - B 返還免除される額

Q7：すでに他から修学資金の貸与を受けていますが、申し込むことができますか？

A7：卒業後に貸与を受けた機関に属する病院で勤務することが返還免除の条件となる修学資金の場合は**併用できません**。この場合、他から受けている修学資金の貸与を中止（返還）していただく必要があります（日本学生支援機構の貸付制度との併用は可能です）。

※当機構では、他から受けている修学資金（県内病院を除く）を返還するための資金を一括で貸与する制度（返還資金制度）があります。

Q8：返還資金の制度について、もう少し詳しく教えてください。

A8：静岡県外の病院に就職を希望して、すでに他から修学資金の貸与を受けている看護学生が、就職先の希望を当機構の病院へ変更する場合に、**すでに貸与を受けた修学資金を返還するための資金を毎月の修学資金貸与（月額5万円）と併せて貸与する**ものです。

①返還資金の対象

- ・静岡県外の病院に就職するために、修学資金の貸与を受けていた看護学生に限ります。
- ・貸与を受けた機関に属する病院（静岡県外）に勤務することが、返還免除の条件となっている修学資金制度が対象です。

②返還資金の貸与金額

- ・他病院（機関等）から貸与を受けた金額です。
（ただし貸与を受けた期間の月数に5万円を乗じて得た金額が上限となります。）

【返還資金の貸与金額】

例	他病院（機関等）から貸与を受けた修学資金	当機構が貸与する返還資金額
①Aさん	貸与期間：1年間（12月） 貸与金額：合計 48万円 （月4万円×12月）	48万円
②Bさん	貸与期間：1年間（12月） 貸与金額：合計 72万円 （月6万円×12月）	60万円 （5万円（上限）×12月）

Q9：面接審査の結果、貸与が認められないこともありますか？

A9：審査の結果、認められないことがあります。
令和5年度は、申請者58人に対し、48人の方に貸与決定しております。

Q10：修学資金を貸与された場合、採用試験は免除になりませんか？

A10：修学資金の貸与を受けていても、当機構の採用試験を**受験していただきます**。
その結果、採用されなかった際は、貸与した資金を返還していただきます。

Q11：修学資金を借りたほうが静岡県立病院機構への就職には有利ですか？

A11：**修学資金の貸与の有無と採用の可否は無関係であり、貸与が採用選考の合格を保証するものではありません。**

Q12：連帯保証人の2人が同居していてもよいですか？

A12：連帯保証人が同居している場合には、申請者の親（保護者）と同居している方に「独立して生計を営んでいること」を**申し立て（書面を作成）**していただきます。
（ご不明な点がございましたら、事前にご相談ください）

静岡県立病院機構

検索